

令和 8 年 5 月 1 日

工事費内訳書の記載内容について（お知らせ）

新見市総務部契約検査課

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設業者は、材料費、労務費、公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他公共工事の施工のために必要な経費を記載した内訳書を入札時に提出しなければならないこととされました。

このことにより、新見市の建設工事では、入札公告又は指名通知を行う工事のうち、入札時に提出いただく内訳書に材料費、労務費等の記載が必要となりますので、お知らせします。

1 内訳書の記載例

別紙のとおり

2 内訳書への記載が新たに必要となった項目

・材料費及び労務費

直接工事費の内数として記載してください。

・法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金を含む。）の法定の事業主負担額を現場管理費の内数として記載してください。なお、公共建築工事については、工事原価の内数として記載してください。

・建退協制度の掛金（税抜金額）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を現場管理費の内数として記載してください。

・安全衛生経費

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を、工事原価の内数として記載してください。

3 請負代金内訳書の変更

工事費内訳書の変更に伴い、落札後にご提出いただく請負代金内訳書についても別紙のとおり変更します。